

社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会善意銀行運営規則

(目的)

第1条 この規則は、善意銀行の設置及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、広く人々の善意の寄附を受け、これを効果的に社会に還元し、もって社会福祉の増進に寄与するため、善意銀行を設置する。

(名称及び事務所)

第3条 この銀行の名称は、斑鳩町善意銀行（以下「本銀行」という。）
といい、事務所は本会内に置く。

(役員の数)

第4条 本銀行に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名
- (3) 理事 8名
- (4) 監事 2名

(役員の設定及び権限)

第5条 本銀行理事長（以下「理事長」という。）は、本会の会長が兼務する。

2 理事長は、本銀行を代表し、事務を総理し、会議の議長となる。

第6条 副理事長は、本会の副会長が兼務する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代理する。

第7条 理事は、本会の理事が兼務する。

2 理事は理事会を構成し、本銀行の運営の任にあたる。

第8条 監事は、本会の監事が兼務する。

2 監事は少なくとも毎事業年度1回、会計及び事務の執行状況を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、本会の役員任期とする。

(会議)

第10条 本銀行理事会（以下「理事会」という。）は、理事長が招集する。

2 理事会は、理事の半数以上の出席によって開かれ、その議事は出席者の過半数により、これを決し、可否同数のときは理事長の決するところによる。

(受け入れ基準)

第11条 寄附の受け入れは、寄附者からの申し出により、随時行う。

2 本銀行は、次の各号のいずれかに該当する者からの寄附の申し出については、これを受け入れないことができることとする。

- (1) 暴力団その他の反社会的勢力に所属又は関係する個人及び団体等
- (2) 寄附の対価として、便宜供与、反対給付を期待していることが明らかなる者
- (3) 寄附の用途について、寄附目的以外に条件を付与する者
- (4) 前号に掲げる者のほか、理事長が本銀行の運営上支障があると認める者

(口座)

第12条 本銀行は、次に掲げる寄附口座を設ける。

- (1) 物品口座
- (2) 金銭口座

(寄附)

第13条 本銀行に寄附をしようとする者は、寄附申込書(様式第1号)を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の寄附を受けた時は、寄附受付簿に登録の上、寄附証(様式第2号)を発行するものとする。

3 前項の寄附を受けたとき、理事長は、寄附受付簿に登録のうえ、領収証(様式第3号)を発行するものとする。

(払出の決定)

第14条 払出しは、理事会の審議を経て理事長が行う。ただし理事長は、次の各号に該当し、かつ問題が生じるおそれ場ないと認める払出しについては、理事会の審議を経ないで払出をすることができる。

- (1) 金銭口座の払出しで、1件10万円以下のもの
- (2) 物品口座の払出し
- (3) 寄附者が、払出し先を指定しているもの
- (4) 緊急を要する払出しで、理事会を開く余裕の無い場合

2 前項第4号の払出しについては、理事長は次の理事会に報告しなければならない。

(通知)

第15条 理事長は、払出しをしようとするときは、あらかじめ払出し先に通知しなければならない。

(会計)

第16条 本銀行の会計は、本会の社会福祉事業会計において処理する。

2 本銀行の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第17条 本銀行に必要な経費は、本会が負担する。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、本銀行の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成29年8月2日から施行し、同年6月15日から適用する。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。